

# 免許資格課程について

## 免許資格課程について

### 1. 免許・資格とは

本学では、免許・資格の取得を希望する学生のために下記の課程を設置しています。

【教職課程】

【博物館学芸員課程】

【図書館司書課程】

【学校図書館司書教諭課程】

※本履修要項で「免許・資格」と記載した場合は、この4課程を総称します。

※グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科中国語コース、日本語コースには、教職課程、学校図書館司書教諭課程は設置されていません。

※免許資格課程ではありませんが、学校司書を養成する「学校司書プログラム」を設置しています。

本要項は 2025 年度生対象です。

※入学年度により内容が異なる箇所がありますので、それぞれの入学年度対応の要項を参照してください。

#### ◎ 免許・資格に関する連絡

下記の掲示板で行います。常に注意して見るようにしてください。

今出川校地

良心館1階掲示板

京田辺校地

知真館2号館202教室横掲示板

免許資格課程センターHP <https://license.doshisha.ac.jp/>  
にも掲載します（以下、免許HP）。

（※学外の催し物の案内、採用情報、学内他部署からのお知らせなど、学内の掲示板にのみ掲示するものもありますので、学内の掲示板も定期的に確認してください。）

この他、DUETメッセージや同志社大学ポータルにおけるお知らせにおいても周知する場合があります。DUETメッセージの見落としを防ぐために、必ず転送設定を行ってください。

設定方法：DUET ホーム画面>マニュアル>各種マニュアル - 「個人設定」を確認



#### ◎ 免許資格課程センター事務室 連絡先

今出川校地

良心館1階 今出川キャンパス教務センター内

(Tel 075-251-3208)

京田辺校地

成心館1階 京田辺キャンパス教務センター内

※2025年8月頃、移転予定（詳細は掲示・HP等にてお知らせします）

(Tel 0774-65-7048)

#### ◎ 免許・資格取得関係の履修相談

「DUET から印刷した登録科目確認表及び時間割」を免許資格課程センター事務室まで持参してください。

※転入学生、編入学生、他大学出身の大学院生は、出身大学で発行する免許教科の「学力に関する証明書」と免許・資格の必要科目が記載されている履修要項も持参してください。

## 2. 免許資格課程登録について

本学在学中に、教職課程、博物館学芸員課程、図書館司書課程、学校図書館司書教諭課程の各課程を履修するには、課程登録が必要になります。課程登録には**仮登録と本登録**があります。

**仮登録** 仮登録は DUET にて行います。登録方法は p.4 の「DUET」での免許資格課程仮登録の方法を参照してください。本登録を行うまでは、毎年度、免許資格課程仮登録を行ってください。

**本登録** 本登録は DUET にて行います。各課程により課程登録の時期が異なります。  
本要項の各課程のページで課程登録の時期を確認してください。

※仮登録は春学期の登録受付期間、秋学期の登録変更期間にのみ行います（受付期間内の登録内容の修正は可能です。受付期間を過ぎた場合は次の学期の登録期間または登録変更期間に修正してください）。

※教職課程と学校図書館司書教諭課程は1年次生のみ仮登録が可能です。2年次生以降は本登録を行ってください。仮登録のみでは、教育実習、博物館実習、図書館実習の各実習の申請はできません。履修を進めるためには必ず本登録が必要です。

## 3. 課程登録料について

教職課程、博物館学芸員課程、図書館司書課程の登録（本登録）には、登録料が必要となります。納入時期は各課程により異なりますので、詳細は各課程のページおよび免許資格掲示板・免許 HP 等で確認してください。なお、各課程の登録料は以下のとおりです。

【教職課程】	30,000円（介護等体験費、教育実習費等が別途必要となります。）
【学芸員課程】	10,000円
【司書課程】	10,000円

## 4. 免許・資格の取得に必要な科目の登録について

- (1) 免許・資格の取得に必要な科目の登録は、履修登録期間に DUET にて行います。科目登録の不明点は所属学部にお尋ねください。※一部の先行登録科目は開講学部窓口で受付の場合があります。
- (2) 免許・資格の取得に必要な科目の登録履修の方法は、所属学部・学科によって異なりますので、所属学部履修要項・登録要領を参照してください。
- (3) 教職課程の履修科目は、本要項の p.36 以降の所属学部・学科のそれぞれに該当する教科の履修科目表により履修してください。また、博物館学芸員、図書館司書、学校図書館司書教諭の各課程および学校司書プログラムの履修科目は、本要項の p.23 以降の各課程等の履修科目表により履修してください。
- (4) 免許資格課程の仮登録または本登録を行っていない場合、免許・資格関係科目として登録することはできません。免許・資格関係科目としての登録（M登録）については、所属学部履修要項および p.6 の「M登録」とはを参照してください。
- (5) 免許・資格の各課程に共通している科目を履修した場合、その単位はいずれの課程にも有効です。

# 「DUET」での免許資格課程仮登録の方法

## 1. DUETにログインする

Web シングルサインオンサービス (SSO) にてユーザ ID・パスワードを入力後、多要素認証を経てログイン

URL (https://sso.doshisha.ac.jp/)

## 2. サイドメニューから免許資格課程仮登録を選択

ログイン後、左側のサイドメニューの免許資格→免許資格課程仮登録を選択

## 3. 希望する免許資格課程にチェックを入れる

希望する免許資格課程にチェックを入れる (複数選択可)

免許資格課程	登録
<input checked="" type="checkbox"/> 教職課程	
<input type="checkbox"/> 学芸員課程	
<input type="checkbox"/> 司書課程	
<input type="checkbox"/> 学校図書館司書教諭課程	

## 4. 入力情報を確認

免許資格課程仮登録

LOGOUT

免許資格課程仮登録

これは仮登録です。本登録は2年次以降に行います。詳細は免許・資格関係履修要項を参照してください。  
 学芸員課程と司書課程は、本登録を行うまでの間は、毎年、仮登録を続けてください。  
 教職課程と学校図書館司書教諭課程の仮登録は1年次生のみ可能です。(2年次生からは本登録のみ可能。)  
 教職課程を本登録した場合は、学校図書館司書教諭課程の仮登録はできません。本登録される  
 の免許資格課程センター事務室にて手続きを行ってください。

<input checked="" type="checkbox"/>	教職課程
<input type="checkbox"/>	学芸員課程
<input type="checkbox"/>	司書課程
<input type="checkbox"/>	学校図書館司書教諭課程

希望した全ての免許資格課程に  
チェックが入っているかを確認

内容を確認のうえ、『登録』ボタンをクリックして確定してください。

登録 戻る

入力内容に問題がないこと  
が確認できたら登録を選択

## 5. 確認メッセージが出るので OK を選択

免許資格課程仮登録

LOGOUT

免許資格課程仮登録

これは仮登録です。本登録は2年次以降に行います。詳細は免許・資格関係履修要項を参照してください。  
 学芸員課程と司書課程は、本登録を行うまでの間は、毎年、仮登録を続けてください。  
 教職課程と学校図書館司書教諭課程の仮登録は1年次生のみ可能です。(2年次生からは本登録のみ可能。)  
 教職課程を本登録した場合は、学校図書館司書教諭課程の仮登録はできません。本登録される場合は、所属学部の主たる校地の  
 の免許資格課程センター事務室にて手続きを行ってください。

<input checked="" type="checkbox"/>	教職課程
<input type="checkbox"/>	学芸員課程
<input type="checkbox"/>	司書課程

Web ページからのメッセージ

これは仮登録です。本登録は2年次以降に行います。

内容を確認のうえ、『登録』

OK キャンセル

OK を選択

## 6. 登録完了

免許資格課程仮登録

LOGOUT

免許資格課程仮登録を受付しました。登録内容はメールで確認してください。  
 なお、履修状況画面については、本登録完了後に確認できるようになります。

免許資格課程仮登録

免許資格課程の履修を希望される方は、該当の資格にチェックを入れ、『登録確認』ボタンを押してください。

これは仮登録です。本登録は2年次以降に行います。詳細は免許・資格関係履修要項を参照してください。  
 学芸員課程と司書課程は、本登録を行うまでの間は、毎年、仮登録を続けてください。  
 教職課程と学校図書館司書教諭課程の仮登録は1年次生のみ可能です。(2年次生からは本登録のみ可能。)  
 教職課程を本登録した場合は、学校図書館司書教諭課程の仮登録はできません。本登録される場合は、所属学部の主たる校地の  
 の免許資格課程センター事務室にて手続きを行ってください。

<input checked="" type="checkbox"/>	教職課程
<input type="checkbox"/>	学芸員課程
<input type="checkbox"/>	司書課程
<input type="checkbox"/>	学校図書館司書教諭課程

登録確認

この画面が出たら登録完了

# 「M 登録」とは

- 免許資格課程の履修にあたって、「M 登録」を利用することにより、各学部で定めている履修登録単位の上限を超えて登録を行うことができますが、その際は次の内容を十分に理解したうえで登録を行ってください。

- ・ 免許資格課程の履修にあたっては、各学部の卒業に必要な単位に加え、各免許資格課程で定められた所要単位を修得しなければなりません。
- ・ 授業だけでなく、準備学習や復習など授業時間外の学習の重要性を考慮したうえで、所属学部および免許資格の登録制限単位の範囲内で、1 年次から計画的に履修することが要求されます。

年間の最高登録単位数  
例) 法学部 1 年次生は 40 単位など



M 登録  
18 単位 / 22 単位

科目登録の登録種別 → 「M」 (= M 登録)

「M 登録」した科目は、

- 卒業に必要な単位数に算入されない。
- GPA に算入されない。
- 免許資格取得のためには有効。

- 「仮登録」あるいは「課程登録」を完了することで、各課程の科目に限り「M 登録」が可能。  
(教職課程 / 博物館学芸員課程 / 図書館司書課程 / 学校図書館司書教諭課程)
- 「仮登録」、「課程登録」は登録期間等に DUET で行う。
  - ※ 「課程登録」は 2 年次生以上が所定の説明会に出席のうえ、別途手続きが必要です。
  - ※ 教職課程と学校図書館司書教諭課程については 1 年次生のみ仮登録が可能です。
- 「M 登録」していない科目も 免許資格取得のためには有効。
  - ※ 「M 登録」できる科目は各学部履修要項で確認してください。
  - ※ 「M 登録」に限らず、免許資格取得のために履修する科目が、卒業に必要な単位数に算入されるかどうかは、必ず各学部履修要項で確認してください。
- 1 課程なら 18 単位まで M 登録できる。
  - ※ 例えば教職課程の社会科と地理歴史科は 2 教科ですが、1 課程となります。
- 2 課程なら 22 単位まで M 登録できる。
  - ※ 2 課程とは：教職課程 + 学校図書館司書教諭課程 など。

# DUET での M 登録の方法

- 科目登録画面で、「登録種別」を「M：免許資格科目として履修」とすることで「M 登録」できる。

# 教 職 課 程

## 同志社大学の教員養成目標

### 【学部】

同志社大学の建学の精神は、1875年（明治8年）の同志社英学校創立時より良心を手腕に知識、能力を運用し、社会に貢献する人物の育成を目指す『良心教育』の実現です。この建学の精神を継承し、本学では「キリスト教を徳育の基本」に据え学生の特性や品性を磨く「キリスト教主義」、自治自立の人物を養成する「自由主義」、様々な価値観を多角的に理解するという意味での「国際主義」の3つを教育理念として掲げています。

そしてこれら3つの理念を教育の面から具現化するため、本学の教育を通して育成すべき人物像を明文化したものが、同志社大学教育目標です。本学の教員養成における目標は、大学としての教育目標そのものであり、建学の精神である「良心教育」を学校現場で実現する能力と行動力を備えた教員を育成することです。

### 同志社大学の教員養成目標

- 高い倫理観と豊かな人間性の育成  
同志社大学は、高い倫理観と幅広い教養をそなえた、品格ある教員を育成する。
- 自治自立の精神と行動力の育成  
同志社大学は、批判的・科学的思考力をもって、自ら問題を発見、解決できる自立した教員を育成する。
- 寛容な精神の育成  
同志社大学は、多様な価値観を受容し、生徒一人ひとりの個性と人格を尊重する教員を育成する。
- 生涯を通じて社会に貢献する精神と行動力の育成  
同志社大学は、生涯を通じて真理を探究する精神をそなえ、積極的に学校教育に貢献できる教員を育成する。
- 国際社会に対応できる語学力と行動力の育成  
同志社大学は、優れた外国語運用能力をもって、グローバル化の進む学校現場において活躍できる教員を育成する。

### 【大学院】

同志社大学は、1920年の大学令による大学としての正式認可と同時に大学院を開設しているように、大学院における高度な専門教育の必要性を早くから認識し、その充実に努めてきました。

同志社大学大学院の教員養成における目標は、学士課程において「キリスト教主義」、「自由主義」、「国際主義」のもと涵養された「良心教育」を学校現場で実現する能力と行動力に加え、大学院における専門領域に関する基礎理論及び研究指導により修得された総合的な能力を基盤とした専門的能力を身に付けた教員を育成することです。

## 教職課程

教職課程は「教育職員免許状」（以下「免許状」という）を取得しようとする学生のために設けられている課程です。将来教職につくことを強く希望し、計画的に履修を進めていくことが求められます。

教職課程の履修については、各学部の卒業に必要な単位数に加え、「教育職員免許法・同施行規則」に定められた所要単位を修得しなければなりません。履修方法については、本要項と所属学部の履修要項を熟読のうえ、学部および免許・資格の登録制限単位の範囲内で、1年次生から計画的に履修していくことが要求されます。

### I. 免許状の種類

本学で取得できる免許状は、次のとおりです。

職分別…	中学校教諭普通免許状 高等学校教諭普通免許状
等級別…	一種免許状 専修免許状
教科別…	宗教・英語・国語・社会・地理歴史・公民・ 福祉・商業・数学・理科・情報・保健体育

以下の説明では、次のような表記を用います。

「中一種免（社会）」「高一種免（英語）」「高専免（地理歴史）」等





## 大学院で取得できる免許教科

2025年度生

大 学 院	研究科・専攻		種類(免許教科)	
	神学研究科	神学専攻	中専免(宗教)	高専免(宗教)
文学研究科	英文学・英語学専攻	中専免(英語)	高専免(英語)	
	国文学専攻	中専免(国語)	高専免(国語)	
	哲学専攻	中専免(社会)	高専免(地理歴史)	
	美学芸術学専攻		高専免(公民)	
社会学研究科	文化史学専攻	中専免(社会)	高専免(地理歴史)	
	社会福祉学専攻		高専免(福祉)	
	メディア学専攻 教育文化学専攻 社会学専攻 産業関係学専攻	中専免(社会)	高専免(公民)	
	政治学専攻	中専免(社会)	高専免(地理歴史) 高専免(公民)	
法学研究科	私法学専攻 公法学専攻	中専免(社会)	高専免(公民)	
	経済学研究科	理論経済学専攻	中専免(社会)	高専免(地理歴史) 高専免(公民)
経済学研究科	応用経済学専攻	中専免(社会)	高専免(公民)	
	商学研究科	商学専攻	中専免(社会)	高専免(公民) 高専免(商業)
総合政策科学研究科	総合政策科学専攻	中専免(社会)	高専免(公民)	
文化情報学研究科	文化情報学専攻	中専免(数学)	高専免(数学)	
理工学研究科	情報工学専攻	中専免(数学)	高専免(数学)	
	応用化学専攻	中専免(理科)	高専免(理科)	
	数理環境科学専攻	中専免(数学) 中専免(理科)	高専免(数学) 高専免(理科)	
生命医科学研究科	医工学・医情報学専攻 医生命システム専攻	中専免(理科)	高専免(理科)	
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	中専免(保健体育)	高専免(保健体育)	
心理学研究科	心理学専攻	中専免(社会)	高専免(地理歴史) 高専免(公民)	
グローバル・スタディーズ研究科	グローバル・スタディーズ専攻	中専免(社会)	高専免(公民)	

- ◎ 中学校教諭と高等学校教諭とは、免許状を相互に利用することはできません。
- ◎ **専修免許状を取得するための条件(下記の全ての条件を満たすこと)**
- 当該教科の一種免許状を取得済み、または一種免許状取得に必要な単位を修得済み。
  - 専修免許状取得に必要な科目を24単位以上修得済み。
  - 大学院博士課程(前期)あるいは修士課程を修了すること、または1年以上在学し、30単位以上修得すること。

【注意】理工学研究科電気電子工学専攻、同機械工学専攻、ビジネス研究科グローバル経営研究専攻、脳科学研究科には専修免許課程は設置されていません。

各研究科・専攻の教員養成目標は免許資格課程センターの情報公開のページ(→QRコード)で公開されています。

[https://license.doshisha.ac.jp/license/information/teacher\\_t\\_program\\_disclosure/overview.html](https://license.doshisha.ac.jp/license/information/teacher_t_program_disclosure/overview.html)



## II. 免許状取得に必要な要件

免許状取得資格は『教育職員免許法・同施行規則』に定める基礎資格および所要単位を修得した者に与えられます。ただし、「学士の学位を有すること」には、学校教育法第102条第2項の規定（いわゆる『飛び入学』）により本学大学院への入学が認められた場合を含むものとします。

修得を必要とする科目とその所要単位は、下記のとおりです。

【日本国憲法】【体育】【外国語コミュニケーション】【数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作】

（以上、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）

【教科及び教職に関する科目】

【介護等体験】

免許状の種類		所要資格	基礎資格	法令に定める最低所要単位数									
				学 部								大学院	
				日本国憲法	体 育	外国語コミュニケーション	数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	介護等体験※	教科及び教職に関する科目				
									教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び、	教育実践に関する科目
中学校 教諭	一種免許状	学士の学位を有すること	2	2	2	2	○	28	10	10	7	4	24
	専修免許状	修士の学位を有すること											
高等学校 教諭	一種免許状	学士の学位を有すること	2	2	2	2	△	24	10	8	5	12	24
	専修免許状	修士の学位を有すること											

※**介護等体験**は、本学では単位制による履修科目ではありませんが、法律（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律）で定められた中学校教諭普通免許状の取得に必要な制度です。

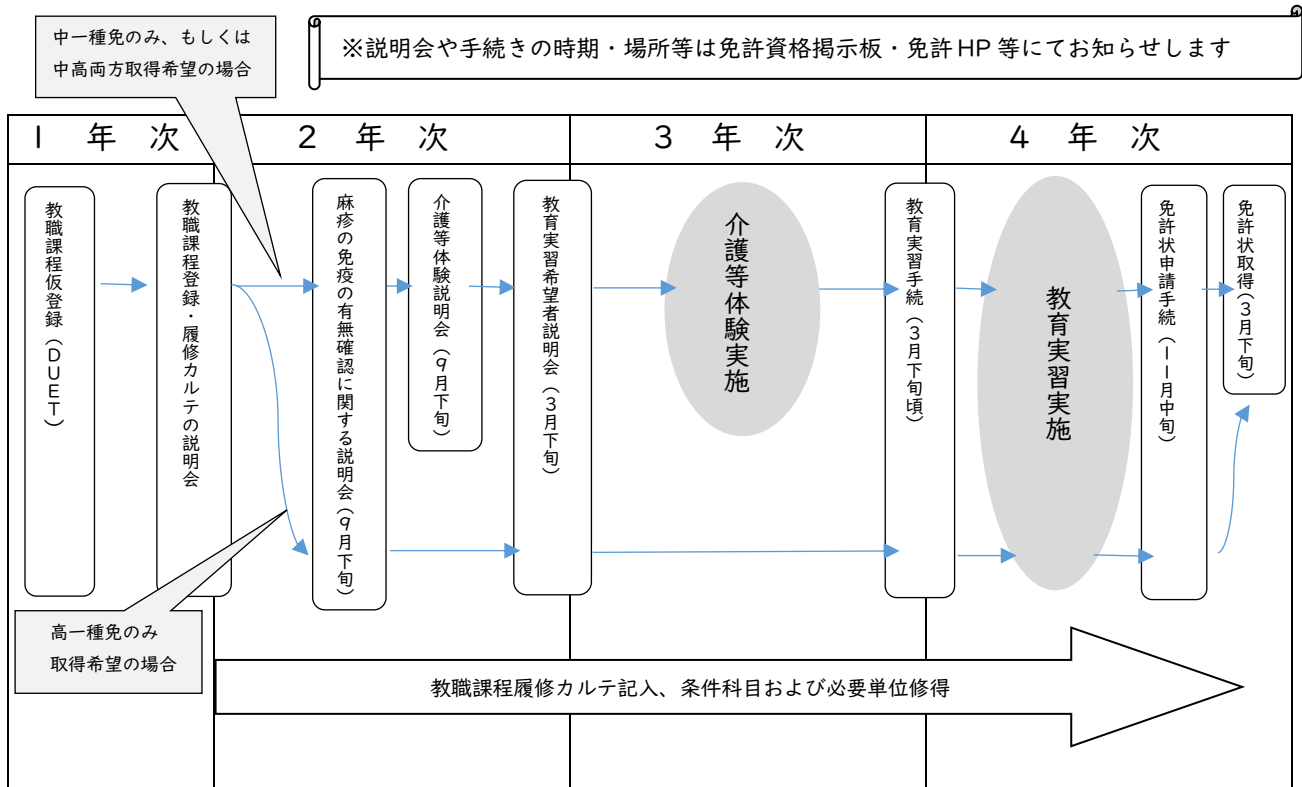
※この表の所要単位数は、法令に定める最低所要単位数です。本学で実際に履修しなければならない「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作」、「教科及び教職に関する科目」の科目名と単位数とは異なっています。**本学基準に従って履修してください。**（p.36以降の各学部、学科の科目履修方法参照）

### Ⅲ. 本学で免許状を取得するには

免許状を取得するには、各学部で定められた卒業に必要な単位を修得することはもとより、法規上の最低所要単位（p.11）に基づき、本学で定められている教職課程上の科目・単位を修得しなければなりません。

#### ■ 本学での教職課程の履修にあたって

（※小学校教諭免許状取得については p.32～33 を参照）



#### 1. 教職課程仮登録を行う → p.3～5, p.13 参照

教職課程登録（本登録）を行うまでの1年次の間は、DUETにて教職課程仮登録を行ってください。

#### 2. 教職課程登録（本登録）を行う → p.3, p.13 参照

1年次3月末に開催される「教職課程登録・履修カルテの説明会」に必ず出席し、DUETにて教職課程登録（本登録）を行ってください。なお、課程登録には課程登録料（30,000円）の納入が必要となります。また、教職課程履修カルテの記入がスタートします。

#### 3. 教職課程上の科目・単位を履修する → p.36以降の各学部、学科の科目履修の方法を参照

履修登録は、一部の先行登録科目を除き、学部の授業科目の登録時にWEB登録等の方法により、各自の所属学部において行います。

#### 4. 教職課程履修カルテを記入する → p.26～28 参照

教職課程を履修する学生は「教職課程履修カルテ」を必ず作成しなければなりません。教職課程履修の振り返りを、毎年、指定された期間に、1年次末から教員免許取得まで継続して記入する必要があります。

#### 5. 麻疹（はしか）の免疫の有無確認

介護等体験、教育実習先等での麻疹の感染を予防するために、教職課程登録者全員に麻疹の免疫の有無について確認を行っています。「麻疹の免疫の有無確認に関する説明会」に必ず出席し、免疫を有することを確認できる書類を提出しなければ、介護等体験、教育実習を実施することができません。

## 6. 介護等体験

→p.25~26 参照

中学校免許取得希望者は介護等体験を行わないと、免許状は取得できません。介護等体験を行うためには、免許資格課程センターが実施する説明会や事前指導に必ず出席してください。

## 7. 教育実習

→p.19~24 参照

教育実習を行わないと免許状は取得できません。教育実習を行うためには、免許資格課程センターが実施する説明会や事前指導に必ず出席してください。

## 8. 免許状申請

→p.28 参照

本学で定めている免許資格科目の単位をすべて修得し、学士の学位を取得しても、免許状の申請を行わないと免許状は発行されません。

# IV. 課程の履修に関する注意と手続

## 学部生

(1) 教職課程科目の履修は、授業時間割および履修制限等を考慮の上、1年次生から計画的に履修してください。 ※計画的に単位を修得しなければ、4年次卒業時の免許取得は困難になります。

(2) 教員免許取得希望者は、下記の手続きを行ってください。

・教職課程仮登録・・・1年次春学期の登録期間または秋学期の登録変更期間に DUET にて仮登録を行う。

・教職課程本登録・・・1年次3月下旬に開催される「教職課程登録・履修カルテの説明会」に出席し、課程登録料（30,000円）を納入後、一般登録期間に DUET にて課程登録（本登録）を行う。

・麻疹の免疫の有無確認・・・2年次9月下旬に開催される「麻疹の免疫の有無確認に関する説明会」に出席し、麻疹の免疫を有することが確認できる書類を提出する。

※その他、介護等体験（中学校免許取得希望者のみ）、教育実習に関する説明会や事前指導への出席が必要です。

## 大学院生

※入学時に教職課程登録（新規の場合は課程登録説明会に出席し課程登録料を納入。課程登録票を提出）を行ってください。学部生からの継続であっても改めて課程登録が必要です。

※教員免許の申請をする年度の4月に「教員免許状申請希望届」の提出を行ってください。

(1) 大学院生が取得できる免許状の種類

・一種免許状

教育職員的一种免許状を取得するには、学部科目を履修し所定の単位を修得しなければなりません。出身学部で取得できる一种免許状または専修免許状取得に必要な一种免許状に限ります。

・専修免許状

教育職員の専修免許状を取得するには、所属研究科・専攻で定める「大学が独自に設定する科目」の中から24単位以上を修得しなければなりません。ただし、同教科の一种免許状を取得していない場合は、一种免許状に必要な所定の単位を修得する必要があります。

<例> 英語の専修免許状を取得したい

- ・ 英語の一種免許状を取得済み
- ・ 英語の一種免許状取得に必要な単位を修得

} どちらかを満たした上で、

**+24 単位以上** 修得することが条件

## (2) 履修相談について

登録期間までに必ず所属研究科の主たる校地の免許資格課程センター事務室で、相談・指導を受けてください。

### ・ 他大学からの入学の場合

出身大学で発行する免許教科の「**学力に関する証明書**」と出身大学の履修要項の教職課程に関するページの写しを、所属研究科の主たる校地の免許資格課程センター事務室に提出してください。提出されない場合、取得すべき科目が不明のため正しい指導ができません。

### ・ 同志社大学からの入学の場合

学部の成績証明書の写しを提出してください。

## 転入学生・編入学生

※入学時に教職課程登録（課程登録説明会に出席し課程登録料を納入後、DUETにて課程登録）を行ってください。

※教員免許の申請をする年度の4月に「教員免許状申請希望届」の提出を行ってください。

## (1) 適用課程について

教育職員免許法・同施行規則の改正に伴って、2019年4月より教職課程では新課程が開始されています。転入学生・編入学生については、新課程と旧課程のいずれの課程が適用されることになるのかは個別の状況によって異なります。新課程と旧課程では履修内容が異なりますので、履修する課程を誤ると教員免許の取得に支障をきたす恐れがあります。教職課程の履修を希望の場合は、科目登録前に所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室にて確認するようにしてください。

## (2) 履修相談について

転入学生・編入学生対象の履修相談日を設けます。相談日の日時は免許資格掲示板で確認してください。なお、相談日に来ることができない場合は、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室で相談・指導を受けてください。

### ※他大学・短期大学からの転入学生・編入学生

他大学・短期大学からの転入学生・編入学生は、出身大学で発行する免許教科の「**学力に関する証明書**」と出身大学の履修要項の教職課程に関するページの写しを、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室に提出してください。提出されない場合、取得すべき科目が不明のため正しい指導ができません。

## 科目等履修生（本学学部卒業生、本学大学院修了生に限る）

### (1) 履修に関して

履修年度初めに、出願先学部・研究科の主たる校地の免許資格課程センター事務室で相談・指導を受け、免許取得が可能か確認してください。

- ① 出身学部・学科、出身研究科・専攻の免許教科の一種免許状のみ取得できます。

※ただし、すでに相応する免許を取得している場合はこの限りではありません。

②教育職員の専修免許状を、大学院授業科目の科目等履修によって取得することはできません。

(神学研究科、社会学研究科、商学研究科、総合政策科学研究科、文化情報学研究科、生命医科学研究科、スポーツ健康科学研究科、心理学研究科、グローバル・スタディーズ研究科を除く。)

③免許・資格関係科目として、1年間に登録履修できる単位数は、各学部・研究科ごとに定められていますので、出願の際に各学部・研究科事務室に確認してください。

## (2) 登録手続

①出身学部・研究科の「科目等履修生説明書」に従って手続を行ってください。

②免許・資格関係科目の履修には、「科目等履修願」に出願先学部・研究科の主たる校地となる免許資格課程センター事務室の認印が必要です。

科目登録をすると同時に、出願先学部・研究科の主たる校地の免許資格課程センター事務室で、

※教職課程登録（新規の場合は課程登録説明会に出席し課程登録料を納入。課程登録票を提出）を行ってください。

※教員免許の申請をする年度に「教員免許状申請希望届」の提出を行ってください。

## その他

### 他大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位が本学で認定される場合

- (1) 認定される前に、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室で相談・指導を受けてください。
- (2) 本学入学以前に在籍していた大学または短期大学が教職課程認定を受けている場合は、その大学または短期大学が発行する免許教科の「学力に関する証明書」と出身大学の履修要項の教職課程に関するページの写しを所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室に提出してください。提出されない場合、取得すべき科目が不明のため正しい指導ができません。

### 留学を考えている場合

- (1) 海外の大学で修得した単位は、本学の卒業単位として認定されたとしても、多くの場合において、免許・資格取得に必要な単位として認定されません。
- (2) 国内の他大学との交換留学で修得した単位は、本学の卒業単位として認定されたとしても、全ての単位が免許・資格取得に必要な単位として認定されるわけではありません。
- (3) 留学先の大学で免許・資格取得に必要な科目が開講されていない場合や、留学することで介護等体験や教育実習の条件科目を前年度末までに履修できず介護等体験や教育実習が予定していた年度に実施できない場合があります。4年間で免許状を取得できないこともあります。留学を考えている場合は、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室に今後の履修計画についての相談をし、「履修計画報告表」を提出するようにしてください。

教職課程履修を一時的に中断する場合（早稲田大学への国内留学、外国の大学への留学、休学等）には、事前に所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室に相談してください。

事前に相談の無い場合には、免許状の取得に支障をきたす場合があります。

## V. 教員免許取得までの諸手続と年次別履修方法

「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作」(以上、いずれもA欄)、『教育の基礎的理解に関する科目 (B欄)』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (C欄)』、『教育実践に関する科目 (D欄)』、『大学が独自に設定する科目 (E欄)』および『教科及び教科の指導法に関する科目 (F欄)』は、おおよそ次のような年次配当に従って履修することが望まれます。各年度の諸手続は下表のとおりですが、変更する可能性もあります。それぞれ具体的日程等は掲示等で周知しますので免許資格掲示板、免許HP等をよく確認しておいてください。

1 年 次		
時 期	教育職員免許状取得の流れ	大まかな年次別単位修得例
4月上旬	<b>教職課程説明会</b> <b>免許資格課程仮登録</b> (登録受付期間中に DUET にて登録を行うこと。)	○「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作」(いずれもA欄)の科目として各学部・学科に設置されている科目(配当年次が、2年次生以上の科目もある) ○「教育原理」、「教職概論」、「人権教育論」、「発達と学習の心理学」、「特別ニーズ教育論」(いずれもB欄) ○1年次配当の所属学部・学科の『大学が独自に設定する科目(E欄)』、『教科及び教科の指導法に関する科目(F欄)』に指定されている科目
6月下旬～ 7月上旬	<b>教職課程の履修に関する説明会</b>	
9月下旬	<b>免許資格課程仮登録</b> (登録変更期間中に登録内容に変更がある場合は DUET にて仮登録の変更を行うこと。新規登録可。)	
2 年 次		
(1年次) 3月下旬～ 4月中旬	<b>教職課程登録・履修カルテの説明会</b> <b>教職課程登録料(30,000円)納入</b> <b>教職課程登録(本登録)</b> (一般登録受付期間中に DUET にて登録を行うこと。) <b>教職課程履修カルテ記入開始</b>	○『教育の基礎的理解に関する科目 (B欄)』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (C欄)』、『大学が独自に設定する科目 (E欄)』、『教科及び教科の指導法に関する科目 (F欄)』2年次配当の科目 ○ <u>教育実習依頼条件科目を2年次終了までに全て修得する。(p.20-22 参照)</u> ○ <u>介護等体験の条件科目(「特別ニーズ教育論」)を2年次終了までに修得する。(中学校免許取得希望者)(p.25 参照)</u>
9月下旬	<b>麻疹の免疫の有無確認に関する説明会</b> <b>介護等体験説明会(中学校免許取得希望者)</b> <b>介護等体験申込受付( " )</b>	
10月頃	<b>麻疹の免疫確認書類提出期限</b>	
11月中旬～ 12月上旬	<b>介護等体験事前指導(1回目)</b>	
3月下旬	<b>教育実習希望者説明会</b> <u>実習校に『依頼状』を提出し、『承諾書』を受領</u> ※10月15日 承諾書の大学提出締切 (但し15日が事務室閉室日の場合は前閉室日まで) ※学内校、配当制の実習校は承諾書不要	
	<b>教職課程履修カルテ記入</b>	



3 年 次

<p>(2年次)</p> <p>3月下旬～ 4月上旬</p> <p>4月頃～</p> <p>5月 ～2月</p> <p>10月下旬 ～ 11月中旬</p> <p>11月下旬 ～ 12月中旬</p> <p>12月中旬</p> <p>1月</p> <p>3月下旬～ 4月上旬</p>	<p><b>健康診断受診</b> (介護等体験申込者は必ず受診すること)</p> <p><b>介護等体験事前指導 (2回目)</b> (事前指導 レポート提出)</p> <p><b>実習校決定 (順次)</b></p> <p><b>介護等体験 (中学校免許取得希望者)</b>  社会福祉施設 5日間 特別支援学校等 2日間</p> <p><b>教育実習事前指導 (1回目)</b> (レポート提出)</p> <p><b>教育実習事前指導 (2回目)</b> (レポート提出)</p> <p><b>教員採用試験に関する説明会</b></p> <p><b>教育実習用通学定期券の購入申請</b></p> <p><b>教育実習の手続</b> 教育実習委託費納入 教育実習簿・教育実習の手引配付等</p> <p><b>免許状申請手続き</b> <b>教職課程履修カルテ記入</b></p>	<p>○『教育の基礎的理解に関する科目 (B欄)』、 『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (C欄)』、 『大学が独自に設定する科目 (E欄)』、『教科及び教科の指導法に関する科目 (F欄)』3年次配当の科目</p> <p>○<u>教育実習履修条件科目を3年次終了までに全て修得する。(p.20-22 参照)</u></p>
---	---	--

## 4 年 次

(3年次) 3月下旬～ 4月上旬	<b>健康診断受診</b> (教育実習履修者は必ず受診すること)	○『教育実習BまたはC』 ○『教育実習指導』 ○『教職実践演習(中・高)』
4月上旬～ 5月上旬	<b>教育実習事前指導(3回目)</b> (レポート提出)	
5月 ～11月	<b>教育実習</b> (中学校免許取得希望者、 高等学校免許取得希望者) 事前打合せ 欠席届提出	
11月中旬	<b>免許状授与申請書 提出</b> 申請料 納入	
1月頃	<b>教職課程履修カルテ記入</b>	
3月上旬	卒業判定 免許取得資格判定	
3月下旬	<b>免許状授与</b> 3月下旬(卒業式の日)に交付、郵送	

1. 本登録を行うまでは、免許資格課程仮登録をDUETにて行ってください。
2. 教職課程の本登録は、1年次3月下旬に開催する教職課程登録・履修カルテの説明会に出席し、課程登録料(30,000円)納入のうえ、DUETにて行ってください。
3. 科目登録制限単位の範囲内で計画的に登録履修してください。
4. 履修年次は各学部履修要項の配当(履修)年次に従ってください。
5. 定められた期間に手続きを行わない場合、教職課程登録の取り消しを求められます。

## VI. 教育実習

### (1) 目的

教育実習は、中学校または高等学校に実習生として配属され、教育活動に参加することで、教壇に立って授業する経験を得るだけでなく、教育活動全般にわたって理解を深め、教員として必要な知識や技能や態度などを身につけるのが目的です。教職課程履修の仕上げともいえるべきものです。

中学校または高等学校の教育活動全般（ホームルーム、クラブ活動を含む）について、観察、参加、実習しますが、その内容については、それぞれの実習校の実情に即して、教育実習の指導計画が編成されています。実習校での実習は、中学校または高等学校のどちらかで行えば、中学校、高等学校の免許状取得に有効です。

### (2) 教育実習の実施までの手続

#### ①教育実習希望者説明会

2年次3月下旬に実施する「教育実習希望者説明会」に必ず参加してください。

#### ②実習校との打合せ

教育実習希望者説明会后、各自が実習予定校（出身校）に依頼し、内諾を受け、実習の準備を行います。詳細は p.22～23（4）実習校についてを参照してください。

#### ③承諾書の提出

実習校から受け取った承諾書は10月15日（15日が事務室閉室日の場合は前開室日）までに所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室に提出してください。

#### ④事前指導

実習校での実習開始に先立ち、実習参加の心構えなどに関する教育実習事前指導（全3回）を3年次10月頃から4年次5月中旬にかけて開催します。実習参加者は、全員必ず出席してください（日時等は免許資格掲示板・免許HP等にてお知らせします）。

最初の2回の実習事前指導は、教育実習の履修条件（p.20）です。これらを受けなかった場合、教育実習は行えません。

#### ⑤教育実習手続（実習前年度3月下旬頃）

教育実習に関わる書類を記入および実習校への教育実習委託費を納入してもらいます。教育実習手続時に「教育実習簿」と教育実習指導のテキスト「教育実習の手引」を配付します。

#### ⑥健康診断受診

実習校より「健康診断書」の提出を求められる場合がありますので、3月下旬から4月上旬に実施される本学の定期健康診断は必ず受診してください。

### (3) 教育実習に関わる条件

教育実習を行うためには、様々な手続きがありますが、それに加えて**依頼条件**と**履修条件**があります。以下に記しますのでよく確認し、1年次生から計画的に履修してください。

#### <教育実習の依頼条件>

教育実習を依頼するためには、**教育実習を実習校に依頼する前年度末（通常2年次終了時）まで**に下記の条件を満たさなければなりません。

- ① 課程登録手続き（登録説明会出席、登録料納入、DUETでの課程登録）を行っていること。
- ② 以下の科目の中から3科目6単位以上修得していること。

教職概論	2単位
教育原理	2単位
発達と学習の心理学	2単位
人権教育論	2単位
実習予定教科の教科教育法	2単位

※教科教育法については p.21～22 を参照

- ③ 麻疹の免疫の有無確認に関する説明会に出席し、麻疹の免疫を有することを確認できる書類を提出していること。
- ④ 「教育実習希望者説明会」に出席し、レポートを提出していること。

※教職課程登録を行った学生で2年次に在学留学または大学のセメスタープログラムに参加する学生については指導教員または教務主任の推薦が得られ、特段の理由があると認められた場合には、上記の条件を適用しない。

大学院生については、すでに「教育の基礎的理解に関する科目（B欄）」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（C欄）」または「教科及び教科の指導法に関する科目（F欄）」を相当程度履修している学生に限り、指導教員（指導教員が定められていない研究科・専攻に所属する場合は、大学院研究科専攻教務主任）の推薦が得られ、各学部・研究科選出の教職課程委員会委員の面接を経て、免許資格課程センター所長、教職課程委員会主事および当該学部・研究科選出の教職課程委員会委員の合議により、特段の理由が認められた場合には上記の条件を適用しない。

実習依頼の条件適用の除外を希望する学生は、所定の願書を期日までに提出するものとする。

#### <教育実習の履修条件>

教育実習を履修するためには、下記の条件を満たさなければなりません。

- ① 4年次卒業見込生、科目等履修生または大学院生であること。
- ② 「教育実習B」・「教育実習C」を登録する前年度末（通常3年次終了時）までに、次の【ア】～【ウ】のとおり、「教育の基礎的理解に関する科目（B欄）」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（C欄）」および「各教科の指導法（実習予定教科に限る）」の必修科目・選択必修科目の中から8科目16単位を修得していること（選択科目は含まないので注意すること）。

【ア】下記6科目12単位の全てを修得

教職概論	2単位
教育原理	2単位
発達と学習の心理学	2単位
人権教育論	2単位
実習予定教科の教科教育法	2単位
生徒・進路指導の理論と方法	2単位

【イ】下記より1科目2単位を修得

（【ア】で修得した教科教育法以外の） 実習予定教科の教科教育法	2単位
教育課程論	2単位
道徳教育の理論と実践（中一種免のみ）	2単位
特別活動と総合的な学習の時間の指導法	2単位
教育方法とICT活用の理論と実践	2単位

※教科教育法については p.21～22 を参照

【ウ】：【ア】と【イ】により修得した7科目14単位以外で、「教育の基礎的理解に関する科目（B欄）」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（C欄）」および「各教科の指導法（実習予定教科に限る）」の必修科目・選択必修科目の中から1科目2単位を修得（選択科目は含まない）

- ③ 教員免許取得に必要なすべての単位を、「教育実習B」「教育実習C」を履修する年度末（通常4年次終了時）までに、修得できる見込であること。
- ④ 「教育実習B」「教育実習C」を登録する前年度（通常3年次）に行われる「教育実習事前指導」（2回）に出席し、レポートを提出していること。
- ⑤ 以下に記す学部・学科の学生は下記の条件を満たしていること（次頁に続く）。

(前頁より<教育実習の履修条件>の続き)

※ 文化情報学部生

「教育実習B」「教育実習C」を登録する前年度末までに履修した「教育の基礎的理解に関する科目 (B欄)」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (C欄)」「大学が独自に設定する科目 (E欄)」「教科及び教科の指導法に関する科目 (F欄)」のGPAが2.0以上であること。

※ 理工学部 数理システム学科生

「教育実習B」「教育実習C」を登録する前年度末までに1年次必修の「解析学I・II」「線形代数学I・II」「数学演習I・II」の6科目の単位を修得していること。

※教育実習を履修する前年度までに1セメスター(半学期)分の休学歴があり、卒業年度に1セメスター(半学期)のみ在学することが予定される場合には、必要な条件を満たした場合に限り、4年次卒業見込生であることを条件とせず、通年で在学する予定の年度に教育実習を履修することを認める。必要な条件の詳細は以下の通り。免許資格課程センター事務室に相談すること。また、教職課程の履修を一時的に中断する場合(休学や留学等〔在学留学・国内留学・休学留学等〕)には、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室に今後の履修計画について相談し、「履修計画報告表」を提出する必要がある。休学や留学等を予定している場合は、十分な余裕をもって、相談すること。

■必要な条件の詳細は以下のとおりです。(全てを満たす必要があります。)

- (1)教育実習を履修する前年度までに1セメスター分の休学歴があり、卒業年度に1セメスター分のみ在学することが予定されること。
- (2)本要項p.20に記載されている「教育実習の履修条件」に定める②~⑤の各条件(「4年次卒業見込生」以外の条件)を満たしていること。
- (3)受入先実習校や教育委員会等が当該学部生が「4年次卒業見込生」ではない状況での受入を承諾すること。  
※受入先である実習校や教育委員会等が、「4年次卒業見込生」であることを受入の要件に定めている場合や、実習参加年度に教員採用試験の受験を要件とするような場合は、その要件に従うこととなり、必要な条件を満たすことができないため、注意すること。

## ○教科教育法について

教科教育法は、それぞれの教科により修得しなければならない科目が異なります。

教育実習は取得予定の免許教科で行います。実習教科によって選んでください。配当年次が

3年次のものであるので、依頼条件のために履修する場合は注意してください。

なお、**実習条件の教科教育法の単位はすべて実習前年度末までに修得していることが望まれます。**

(注意) 免許取得のためには取得予定の免許(教科・校種)に必要な教科教育法を全て修得する必要があります。

教科	教科教育法	依頼・履修条件の履修方法
宗 教	① 宗教科教育法 A 1	【中学校免許のみまたは中高両方の免許取得】 ①②③④の いずれか2単位 ※宗教の場合は①が望ましい
	② 宗教科教育法 A 2	
	③ 宗教科教育法 B	
	④ 宗教科教育法 C	
国 語	① 国語科教育法 A 1	
	② 国語科教育法 A 2	
	③ 国語科教育法 B	
	④ 国語科教育法 C	
数 学	① 教科教育法 A 1 (数学)	【高校免許のみ取得】 ③④の いずれか2単位
	② 教科教育法 A 2 (数学)	
	③ 教科教育法 B (数学)	
	④ 教科教育法 C (数学)	
理 科	① 教科教育法 A 1 (理科)	
	② 教科教育法 A 2 (理科)	
	③ 教科教育法 B (理科)	
	④ 教科教育法 C (理科)	

保健体育	①	保健体育科教育法 A 1	【中学校免許のみまたは 中高両方の免許取得】 ①②③④のいずれか 2 単位  【高校免許のみ取得】 ③④のいずれか 2 単位
	②	保健体育科教育法 A 2	
	③	保健体育科教育法 B	
	④	保健体育科教育法 C	
英 語 (文学部英文学科)	①	英語科教育法 I	①②③④の いずれか 2 単位
	②	英語科教育法 II	
	③	英語科教育法 III	
	④	英語科教育法 IV	
英 語 (グローバル・コミュニケーション 学部グローバル・コミュニケー ション学科英語コース)	①	英語科教育法 A 1	
	②	英語科教育法 A 2	
	③	英語科教育法 B	
	④	英語科教育法 C	
社 会	①	社会科・地理歴史科教育法	
	②	社会科・公民科教育法	
	③	社会科教育法 1	
	④	社会科教育法 2	
地理歴史	①	社会科・地理歴史科教育法	①②の いずれか 2 単位
	②	地理歴史科教育法	
公 民	①	社会科・公民科教育法	
	②	公民科教育法	
福 祉	①	福祉科教育法 A	
	②	福祉科教育法 B	
商 業	①	商業科教育法 A	
	②	商業科教育法 B	
情 報	①	教科教育法 A (情報)	
	②	教科教育法 B (情報)	

#### (4) 実習校について

##### ①一般校

原則として各自が承諾を受けるために出身校等を訪問して交渉します。実習校によっては、教育委員会への訪問・依頼が必要になることがあります。承諾は年々困難になっており、高等学校で依頼し、断られた場合に中学校に依頼することがあります(逆のパターンもありえます)。その為、中高両方の免許が取得できるよう履修を進めつつ、実習の条件についても、中学校、高等学校のいずれの条件も満たして、どちらでも実習に行けるよう準備しておくことが望めます。また、実習校によっては、実習依頼の受付の締切りを設けている場合もありますので、教育実習希望者説明会后、ただちに依頼を行ってください。承諾書は実習に赴く前年の10月15日(15日が事務室閉室日の場合は前開室日)までに所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室へ提出してください。

## ②同志社学内校

同志社学内中学校および高等学校出身者が対象です（ただし、中学校のみまたは高等学校のみの卒業生は認められない場合もあります）。

配当は本学と各学校間で決めますので、個人的交渉は認めません。実習に関する詳細については、実習を行う年度の5月上旬以降に決定次第、本学より通知します。

## ③京都市立校

原則、京都市立中学校あるいは高等学校出身者が対象です。

京都市立校での実習の依頼に関しては、別途京都市教育委員会が開催する研修会（例年8月頃に開催）への参加が必須となります。高等学校での実習を希望する場合は、説明会終了後、承諾を受けるために実習校を訪問して交渉します。中学校での実習を希望する場合は、本学から京都市教育委員会へ依頼し、教育委員会より配当されますので、直接交渉する必要はありません。中学校での実習については、実習を行う年度の5月上旬に実習校が決定し、配当結果を本学より通知します。

京都市教育委員会開催の研修会や実習依頼に関する詳細については、教育実習希望者説明会終了後、免許資格掲示板・免許HP等でお知らせします。

## ④その他

いくつかの指定された県、市立学校で、本学から各教育委員会に依頼し決定されるところがあります。この場合、個人的交渉は必要ありません（詳細は教育実習希望者説明会で説明）。

## （5）実習校での実習期間

### ①教育実習期間

**中学校教諭免許状を取得する場合**（高等学校教諭免許状をあわせて取得する場合を含む）

4年次に3週間以上（「教育実習C」）の教育実習が必要です。

**高等学校教諭免許状のみを取得する場合**

4年次に2週間（「教育実習B」）の教育実習が必要です。

### ②実習時期

例年、**5月から11月までの間**に実施されます。本学の講義期間中に実習が行われることが多いため、平常の授業に出席できなくなります。この場合には、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室で発行する「**教育実習参加に伴う欠席届**」（教育実習専用様式）を申請し、実習開始前に当該授業担当者に提出してください。

## （6）大学における履修科目

### ○「教育実習指導」

教育実習のための事前・事後指導を行うものであり、実習を中心とした教育実践に関する情報、技術などを学習・研究します。また、実習に赴くにあたり種々の注意が与えられます。

○「教職実践演習（中・高）」

教職課程の総まとめとして、将来、教員になる上で、自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ります。

**科目登録の注意事項**

4年次の時間割は、「教育実習指導」、「教職実践演習（中・高）」が原則として時間割上同じ曜日講時に配置されていますので、必ずセットで登録してください。また、同時に「教育実習B」（2週間実習の場合）または「教育実習C」（3週間以上の実習の場合）も登録してください。

4年次の登録時において、『同志社大学教職課程履修カルテ』（p.26～28 参照）が未記入の場合は「教育実習指導」、「教職実践演習（中・高）」、「教育実習B/C」の履修は認められません。

**（7）教育実習委託費**

教育実習委託費として、例えば京都市立校では2週間の場合11,000円、3週間の場合18,000円が必要です（2024年度実績。都道府県または実習校によっては金額が異なる場合、不要の場合があります）。

実習費は、実習校での諸経費に充当されます。教育実習登録の前年度3月下旬頃の教育実習の手続時に納入してください。

**（8）教育実習用通学定期券の購入申請**

教育実習用通学定期券の購入を希望する場合、教育実習を履修する前年度の1月下旬に免許資格掲示板に申請方法の詳細を掲示します。定められた期間に定期券の申込をしてください。

**（注 意）**

実習校での教育実習は、5月・6月に実施されることが多く、全体の8割～9割を占めています（9月に1～2割程度実施されます）。そのため、就職活動の時期と重なることにより、教育実習の欠席、早退、遅刻等で実習校の先生方や特に生徒に対して迷惑をかける状況が生じています。

本学では、就職活動の時期と重なりますが、「**教育実習の最優先**」を重視し、**就職活動による実習の欠席等は一切認めていません**。教育実習は、多くの人たちの協力を得て、綿密な計画のもとに実施されるものです。一個人の不注意やわがままによって、全体の計画を乱したり、受入校に迷惑をかけたりのことは許されません。それでもなお実習生としての心得を守らない者は、実習校での実習を中止させることがあります。また、教育実習の依頼を行った後、教育実習直前に実習を辞退することも、実習校の先生方や教育委員会に多大な迷惑をかける行為です。

上記の事柄や、自分の進路についてよく考えたうえ、教育実習の依頼を行い、登録履修してください。登録履修する以上は、安易な気持ちでなく「教育実習の手引」（教育実習の手続き時に配付）や関係書類に記載されている注意を守って行動してください。万一、実習に参加できないような事情が生じたときは、すみやかに本学の実習担当教員および免許資格課程センター事務室に連絡してください。



## VII. 介護等体験

中学校および小学校 (p.32~33 参照) の教員免許を取得するには、「介護等体験」が必要となります。「介護等体験」は、義務教育に従事する教員が、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めるため、障がい者、高齢者等に対する介護・介助等を通じて交流を行うことで、教員としての資質の向上を図ることを目的に行います。

体験期間は、  
■社会福祉施設で5日間  
■特別支援学校で2日間 } 計7日間 となります。

社会福祉施設とは、障がい者支援施設、地域活動支援センター、障がい福祉サービス事業を行う施設、老人デイサービスセンター、養護老人ホーム等を指し、介護・介助等の体験を行います。特別支援学校においては、学習上または生活上で支援の必要な生徒・児童の介助等の体験を行います。

### (1) 介護等体験の条件科目

介護等体験を行うためには、体験を行う前年度末まで(通常2年次末まで)に「特別ニーズ教育論」(2単位)の単位を修得しなければなりません。当該科目の単位が修得できていない場合は、申込手続きが済んでいたとしても、介護等体験は行えません。

### (2) 申込手続、費用

2年次9月下旬頃に説明会を開催し、体験申込の受付を行います。

体験費用として、7,500円～12,000円程度(都道府県によっては、金額が異なります)が必要です。 ※別途、交通費・昼食代等が必要な場合があります。

### (3) 体験地、時期

原則として体験を受ける学校・施設は、出身都道府県(帰省先)で3年次に実施することになっています。本学の講義期間中に体験が行われますので、平常の授業に出席できなくなります。この場合には、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室で発行する「介護等体験参加に伴う欠席届」(介護等体験専用様式)を申請し、体験開始前に当該授業担当者に提出してください。

### (4) 事前指導

介護等体験に赴く前に2回の事前指導を行います。

#### ① 11月中旬～12月上旬

介護等体験の目的・意義、障がい者・高齢者への基本的な考え方・  
かかわり方等についての講義

#### ② 4月上旬

介護等体験の実際等についての講義および前年度体験者による体験談

この2回の事前指導を受けなかった場合、介護等体験を行えません。

## (5) 証明書

体験終了後、社会福祉施設および特別支援学校で終了の証明を受け、「証明書」を所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室に提出してください。※証明書は、免許状申請時に必要です。

### ※社会学部 社会福祉学科生

中学校および小学校の教員免許を取得する場合は、原則として介護等体験の申込を行ってください。社会福祉士資格取得のため社会福祉実習を受ける（「ソーシャルワーク専門実習Ⅰ・Ⅱ」を履修する）場合、施設より介護等体験も兼ねて終了証明が受けられるのであれば、必ずしも体験を行う必要はありませんが、社会福祉実習が介護等体験を兼ねることができない場合に備えて介護等体験の手続きを進めるようにしてください。

社会福祉実習先より介護等体験の証明が受けられることが分かり、介護等体験の申込をキャンセルする場合は、その事実が判明したタイミングですぐに免許資格課程センター事務室に相談してください。キャンセルをするタイミングによっては、社会福祉協議会等の判断により、申込費用の一部、または全額が返金されない場合もありますが、その点はご了承ください。

社会福祉実習先にて介護等体験も兼ねて終了証明を受ける場合、所定の証明書用紙への証明が必要となりますので、社会福祉実習実施前に免許申請用の証明書用紙を免許資格課程センター事務室まで受け取りに来てください。不明な点がありましたら、免許資格課程センター事務室に問い合わせてください。

### (注 意)

申込後の取消は、学校・施設に大変な迷惑をかけますので、病気等やむを得ない場合を除いて認められません。やむを得ず体験を取り消した場合も体験費用は原則として返還されません。なお、留学や休学等を予定している場合、または検討している場合には、申込前に免許資格課程センター事務室に申し出てください。

## VIII. 教職課程履修カルテ

4年次秋学期後半に履修する「教職実践演習（中・高）」での指導をより効果的なものとするために、学生の教職課程全体をととしての学習内容や課題を担当教員が把握することを目的として、教職課程を履修する学生は「教職課程履修カルテ」を必ず作成しなければなりません。「教職課程履修カルテ」を作成することにより、自分自身でも教職課程を振り返り、教員となるために必要な事柄を把握し、それに向かって努力を行っていくことが期待されます。

教職課程履修カルテは、1年次から教員免許を取得するまで継続して作成しますが、1年次3月下旬頃に開催する教職課程登録・履修カルテの説明会において履修カルテの作成方法についての説明を行いますので、そこから実際にカルテの記入を行うことになります。

### (1) 内容と作成・記入時期

履修カルテの内容は以下のとおりです。履修カルテは指定された期間に、指定された全ての項目を記入しなければなりません。

》必要な資質能力についての自己評価



① 毎年度末

》活動報告（介護等体験レポート及び教育実習レポート）



② 入力不要

》面談記録



③ 随時

》その他の教職に関する活動等



④ 随時

## <履修カルテ記入時期について>

履修カルテは毎年度末の指定された期間に、指定された全ての項目を記入しなければなりません、  
年次により記入期間が異なりますので注意してください。

	1月	2月	3月	新年度/4月
1年次				← 1年次のまとめ記入 →
2年次				← 2年次のまとめ記入 →
3年次				← 3年次のまとめ記入 →
4年次	← 4年次のまとめ記入 →			

一般登録期間以降に記入  
 秋学期成績通知以降に記入

※各年次のまとめを記入する時期の詳細については、教職課程登録・履修カルテの説明会で配付する入力マニュアルで確認してください。

## (2) 内容詳細

履修カルテの内容の詳細は以下のとおりですので、気づいた点などはメモを取っておくとよいでしょう。

### ① 必要な資質能力についての自己評価

下記の内容を、毎年度末の指定された期間に記入してください。

#### a) どのような教師になりたいか

記入の時点で自分がどのような教師になりたいかを記入してください。この部分は、教職に対する考え方の成長を見るためのものですので、教職課程履修の過程で以前に記入した教師像に変化が生じて、修正・変更は行わないでください。

#### b) 今年次の教職課程の履修のまとめ

毎年度末にその年度に履修した教職科目について振り返ります。特に印象深かった科目や、有意義だった科目、科目の履修を通して学んだこと、さらに知識を深めたいと思ったことなど、自由に記入してください。

#### c) 自己評価シート

各学年が終了する段階で、その学年での教職に関する学習過程について自己評価を行います。また、今後教職を目指す上で、自分自身が身につけなければならないと感じている能力、知識、技能や次年度への目標、取り組むべき課題についても記入します。

### ② 活動報告（介護等体験レポート及び教育実習レポート）

介護等体験事前指導レポート・事後レポート（中一種免のみ）、教育実習希望者説明会レポート、教育実習事前指導レポートは別途紙媒体で提出することになります。これらすべてを含めて、同志社大学教職課程履修カルテとなります。なお、これらのレポートは免許資格課程センター事務室でアップロードしますので入力不要です。

### ③ 面談記録

本学には両校地に教員養成サポート室を設けており、アドバイザーが教職課程に係るさまざまな相談に対応しています。また、免許資格課程センターの教員もオフィスアワーの時間を設けて、必要に応じて面談に対応しています。アドバイザーや教員との面談で得られたことなど自由に記入しますが、この欄の使用は任意です（相談したからといって必ずしもこの欄に記載しなければいけないということではありません）。記載すべき事項がない場合は空欄のまま構いません。記載すべき事項ができたときに随時記入をしてください。

### ④ その他の教職に関する活動等

本学での教員採用試験対策講座受講、学校ボランティア、学習支援員、部活動の指導、京都教師塾への参加など、授業以外で教職に関連する活動を行った場合に記入します。このような活動を積極的に行うことが望ましいですが、記載すべき事項がない場合は空欄のまま構いません。記載すべき事項ができたときに随時記入をしてください。

## IX. 免許状申請手続

免許状は免許状取得有資格者本人の申請にもとづき、授与権者である都道府県の教育委員会が授与します。授与された免許状はすべての都道府県において効力を有します。

### （１）一括申請

本学では、教職の課程登録（本登録）を行い、3月の卒業時に免許状を必要とする者等について、京都府教育委員会に大学で一括申請をしています。

①申請書類は、卒業予定年次の11月中旬に免許資格課程センター事務室から交付します。

②申請期間・書類交付場所等の詳細については10月中旬に掲示します。

③免許状は3月末（卒業式の日）に交付され、大学より郵送します。

④申請期間に遅れた場合は個人で申請することになります。

⑤以下に該当する学生は、一括申請の対象外となりますので、個人で申請することになります。

・他大学での履修単位を合算して、免許状を申請する場合

※この他にも一括申請の対象外となる場合がありますので、一括申請対象者であるかどうかわからない場合は、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室まで確認に来てください。

### （２）個人申請

一括申請対象外の場合や一括申請手続をとらなかった者および未申請の卒業生等で免許状を必要とする場合は、居住地または教員採用先の都道府県教育委員会へ個人申請してください。申請手続は、都道府県によって若干異なりますので、当該教育委員会に問い合わせてください。必要書類のうち「学力に関する証明書」については、免許資格課程センター事務室へ申し込んでください。

## X. スクールインターンシップ

本学では、職業観・職業意識の育成を目的としてインターンシップを推奨しており、2018年度から大学教育の一環として、正課科目として単位認定を伴う「スクールインターンシップ」を開設しています。

「スクールインターンシップ」で、学校・教育現場における諸活動（行事、事務、授業補助、課外活動等）の実務全般を経験することにより、将来教職を志望する学生にとって、自己適性を把握する効果的就業体験となるだけでなく、教職員や生徒たちと接することによって、責任の自覚と成熟を促し、広く社会経験を積む機会となることを期待しています。

### (1) 科目情報

- ・授業科目名称 「スクールインターンシップ」 (2単位)
- ・教職課程上では、E欄(大学が独自に設定する科目)の選択科目として位置づけられます。
- ・卒業要件上の単位に含まれるかどうかの取扱いは、学部によって異なりますので、所属学部履修要項で確認してください。
- ・2年次生以上から履修することができます。
- ・この科目は、大学における授業(春学期に実施する事前指導・秋学期に実施する事後指導)および学校現場での研修により構成されます。

### (2) 応募条件

- ・「スクールインターンシップ」履修年度に、次の①～⑤(短期連続型モデルを希望する場合は①～④)のすべてに該当することが応募条件です。
  - ① 学部2年次生以上の者または大学院生で教職をめざす意志が強い者(面接により選考します)
  - ② 「教職概論」を前年度までに修得済みの者
  - ③ 募集校種の免許状の教職課程登録を行っている者
  - ④ 麻疹の免疫を有することを確認できる書類を提出できる者
  - ⑤ 長期型モデルの場合は、春・秋学期に授業の空きが平日に1日以上、または半日の空きが2日以上ある者

### (3) 研修期間・内容

- ・研修期間は、主に7月から11月の間で研修校ごとに設定されます。
  - ① 短期連続型モデル 10日以上かつ60時間以上
  - ② 長期型モデル 週1回10週以上かつ60時間以上、または週2回5週以上かつ60時間以上
- ・研修内容は、基本的には研修校ごとに策定されます。

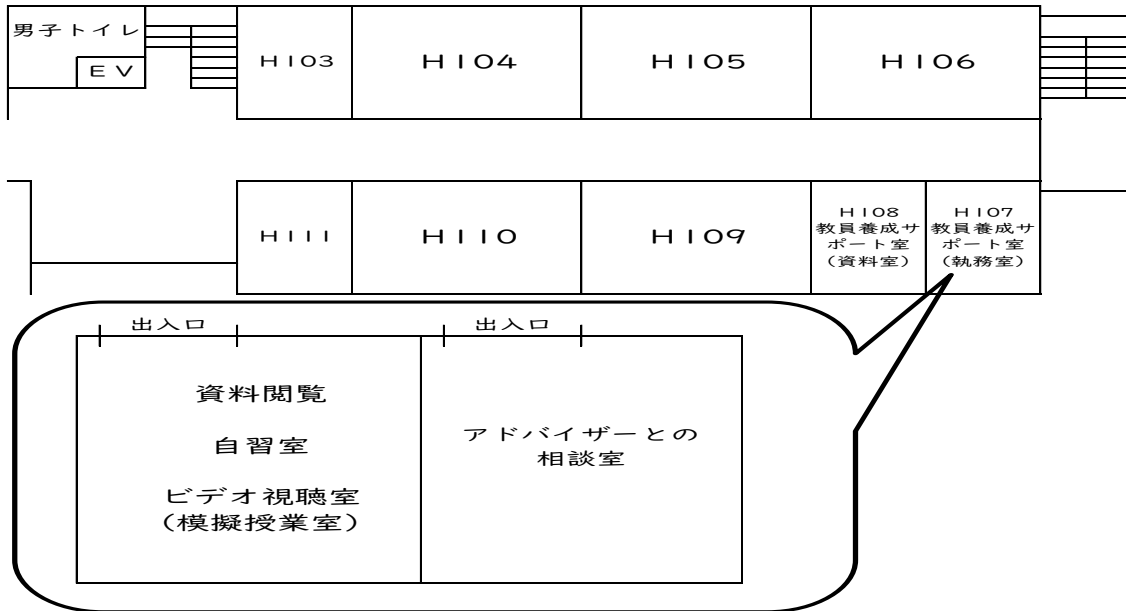
研修内容(例): 授業補助(教科指導、道徳、学級活動(ホームルーム活動))、「総合的な学習の時間」など)、文化祭や体育祭等の学校行事・教材作成・部活動の補助など

- \* 上記のほか、出願方法、事前指導・事後指導の出席、研修校への連絡等の詳細は、履修前年度の3月下旬に開催予定の出願説明会にて案内します。
- \* 本科目は科目名でインターンシップという名称を使用していますが、「学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組」の4つの類型のうち、タイプ2「キャリア教育」に該当します。

## XI. 教員養成サポート室

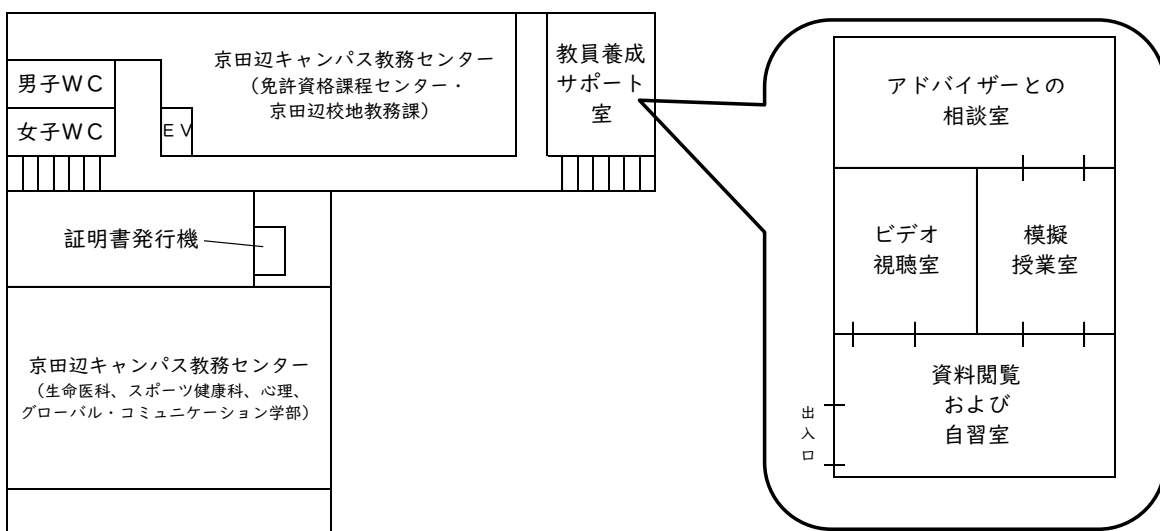
本学では、教職課程を履修する学生を支援するため、両校地に教員養成サポート室を設けています。

### 今出川校地 博遠館 1階



### 京田辺校地 成心館 1階

※2025年8月頃、移転予定 (詳細は掲示・HP等にてお知らせします)



教員養成サポート室では、教職課程を履修する学生のためにアドバイザーによる個別相談を行っています。

- 採用試験に関すること
  - 教職に関する進路相談
  - 教育実習に関すること
- } 教職に関連する事柄であれば相談できます。

アドバイザーの在室日は別に周知しますので、遠慮なく来室してください。

この他、教育実習の事前準備、採用試験の準備等の資料として、各教科の教科書、学習指導要領、図書、雑誌、問題集、ビデオテープ等を備えています。学生は事務室の開室時間中であれば、いつでも自由に閲覧・視聴できます。

〈主な資料〉

- (1) 各教科の最近の教科書・指導書および教職に関する図書等
- (2) 各教科の学習指導要領
- (3) 教員採用試験問題集  
「オープンセサミシリーズ」、「教員採用試験過去問シリーズ」(近畿圏中心)、  
「教員採用試験αシリーズ」、「Twin Books 完成シリーズ」等
- (4) 月刊誌  
「教職課程」、「教員養成セミナー」、「中等教育資料」等
- (5) 日本教育新聞
- (6) 介護等体験関連書籍  
「教師をめざす人の介護等体験ハンドブック」、「よくわかる社会福祉施設」、  
「特別支援学校における介護等体験ガイドブック フィリア」等
- (7) ビデオテープ  
教育実習・模擬授業関連ビデオ、介護等体験関連ビデオ
- (8) その他  
合格体験記、各教科別学習指導案実例集等  
※教科書、学習指導要領、問題集等は各校地で取得可能な教科のものを中心に揃えています。

## XII. 教育職員採用試験

免許状は、国・公・私立を問わず、全国で有効です。ただし、教員として就職する場合は、免許状を得る以外に教育職員採用試験に合格する必要があります。

この試験は、公立学校の場合は都道府県または政令指定都市の教育委員会が行います。私立学校の場合は各学校が実施していますが、都道府県の私学連合会等によっては、適性検査を行うところもあります。

試験日は一定していませんが、各都道府県、市町村の採用試験は、毎年5月頃から実施されます。私立学校は、各都道府県私学協会を受付される場合と各学校で受付される場合があります。試験実施要項は、一部の教育委員会および私立学校からキャリアセンターへ送付されることもあります。各自で教育委員会の採用担当部課や私立学校または各都道府県私学協会に問い合わせることが必要です。なお、採用試験に合格するのは容易ではありませんので、十分な準備が必要です。

※これは、2025年3月現在の情報です。受験に際しては、必ずHP等で詳細を確認してください。

「教員採用試験に関する説明会」を毎年12月頃に開催します(2024年度実績)。教員養成サポート室アドバイザーによる採用試験の概要の説明や、教員採用試験に合格した先輩の体験談を聞くことができます。さらに、採用試験に合格した先輩との座談会を別途開催する予定です(2月上旬開催(2024年度実績))。採用試験受験予定者は積極的に出席してください。また、「XI. 教員養成サポート室」で、準備、手続きなどの指導、助言を受けることができます。

- (1) 採用試験の募集については、学内ではキャリアセンターが取り扱っています。
- (2) 受験に際して、教育職員免許状単位修得見込証明書が必要な場合は、学内に設置されている証明書自動発行機で発行してください。即日発行できます。ただし、自動発行機で発行できない場合も

ありますので、その場合は免許資格課程センター事務室へ申し込んでください。また、「学力に関する証明書」が必要であれば、免許資格課程センター事務室に申し込んでください。

なお、窓口で申し込む証明書の発行には日数を要します（「見込証明書」は翌日（自動発行できない場合）、「学力に関する証明書」は2週間程度）ので、余裕を持って申し込んでください。

- (3) 免許状を取得したのちに、授与証明書を必要とする場合は、本学が一括申請した京都府教育委員会に申請して、「教育職員免許状授与証明書」の交付を受けてください（本学では、この証明書の発行はできません）。(京都府教育委員会 HP: <https://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/>)

個人申請の場合は、申請した都道府県教育委員会で交付されます。

## XIII. 教員採用試験対策講座

教員採用試験を目指す学生を対象に教員採用試験対策講座を実施しています。教員採用試験対策講座は、①スタート講座、②基礎、③論作文、④教養・集団討論、⑤面接、⑥模擬授業 の6つのパートで構成されています。6月～翌年5月までの1年間を使って、教員採用試験の合格を目指して学んでいきます。受講はいつでも無料です。詳細は、免許資格掲示板・免許 HP 等で確認してください。

## XIV. 「小学校教諭免許状（一種・二種）取得プログラム」について

(1) プログラムの内容：本学では、小学校教諭免許状を取得するために、神戸親和大学と「小学校教諭免許状（一種）取得プログラム」を、佛教大学と「小学校教諭免許状（一種・二種）取得プログラム」を提携しています（いずれも通信教育課程）。このプログラムでは、中学校・高等学校の教員免許取得に係る単位の一部を小学校教諭免許状（一種・二種）取得にあたって必要な単位として充当します。小学校教諭免許状（一種・二種）を取得するのに必要な残りの単位を各連携先大学の科目等履修生として修得します。本プログラムの履修許可者は、各連携先大学のテキスト履修科目およびスクーリング履修科目の受講・受験が許可されるとともに、科目等履修生では本来受講できない「小学校教育実習」が特別に受講できます。これにより、従来、在学中に取得することができなかった小学校教諭免許状（一種・二種）を取得することができます。

[注]・中学校・高等学校教員免許取得に係る単位の一部を小学校一種・二種免許取得にあたって必要な単位として充当するためには、中学校一種免許または高等学校一種免許を小学校一種・二種免許と同時に免許状授与申請する場合、もしくは中学校一種免許または高等学校一種免許をすでに取得している場合に限られます。

- ・ 別途、神戸親和大学、または佛教大学への登録諸費（3年間で約50万円）が必要となります。
- ・ 小学校教諭免許状（二種）取得プログラムは、佛教大学（通信教育課程）のみとなります。

### (2) 応募資格：1) 神戸親和大学

応募時点で本学に学部生または大学院生として在籍しており、小学校教諭を強く志望する者で、履修開始時に次のそれぞれの要件を満たすもの。

- ①学部生
- ・ 本学で教職課程を履修している者（中一種免の課程を履修していることが望ましい）
  - ・ 2年次生以上



- ②大学院生
- ・すでに中学校一種または高等学校一種の免許状を取得した者、または本学で教職課程を履修している者（中一種免の課程を履修していることが望ましい）

## ：2）佛教大学

応募時点で本学に学部生として在籍しており、小学校教諭を強く志望し、最終学年次に都道府県の教員採用試験を受験する者で、履修開始時に次のそれぞれの要件を満たすもの。

- ・本学で教職課程を履修している者（中一種免の課程を履修していることが望ましい）
- ・2年次生または3年次生

※このプログラムは2年次生から開始し、3年間で履修することを基本としています。それ以外で履修を希望する場合は免許資格課程センター事務室へご相談ください。応募に先立ち、**プログラム履修希望者対象の説明会を開催します（例年12月下旬に開催）**。応募希望の学生は必ず出席してください。説明会の日程等については免許資格掲示板・免許HP等にて周知します。  
なお、このプログラムの履修は、本学に正規学生として在学している間に限られます。

## XV. 京都連合教職大学院

京都連合教職大学院（京都教育大学大学院 連合教職実践研究科 教職実践専攻）は、教職に関する高度専門的な知識と実践的指導力を統合的に有する教員の養成を目的として設置された専門職大学院です。京都連合教職大学院は、本学を含む10大学で構成されており、連合参加9大学に対しては、特別に推薦入学制度が設けられています。本学でも教員を強く志望する優秀な学生を学内選考し、京都連合教職大学院へ推薦する制度があります。詳細は京都連合教職大学院 特別推薦入試学内説明会（7月頃）を実施していますので、希望者は免許資格掲示板・免許HP等を確認し、出席するようにしてください。

## XVI. 教員資格認定試験

昭和48年7月の教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和48年法律第57号）制定施行により、教育界に広く人材を求め、教員の確保を図るため、教員資格認定試験制度が創設され、大学等における通常の教員養成のコースを歩んできたか否かを問わず、教員資格認定試験によって教員として必要な資質、能力を有すると認められた者には、教諭の資格が与えられることになりました。

### －認定試験の受験資格－

#### 小学校教員資格認定試験（二種免許）

認定試験は、次に該当する者が受験できます。

高等学校を卒業した者、その他大学（短期大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関を含む。）に入学する資格を有する者で、受験する年の4月1日における年齢が満20歳以上の者。

【注意】これは、2025年3月現在の情報です。受験に際しては、必ず文部科学省および独立行政法人教員支援機構のHPにて、詳細を確認してください。